

図書館資料等配送・仕分業務【質問・回答】

No	質問内容	回答
1	<p>役務契約約款第5条に再委託の禁止とあるが、図書館資料等配送業務の一部の図書館への配送について、当社100%出資の子会社へ委託する事は、差し支えないでしょうか。</p>	<p>100%出資の子会社であっても、再委託を認めることはできません。</p>
2	<p>第三者から預かる貨物と送り状等で識別出来る状態で、混載輸送して差し支えないでしょうか。</p>	<p>配送する図書館資料等に影響が出ないのであれば、荷物の混載については禁止しておりません。</p>
3	<p>自動車1台の積載可能重量を超える場合は、複数台用意し、指定時間帯に複数回集荷へ伺うという認識で差し支えないでしょうか。</p>	<p>差し支えございません。</p>
4		
5		
6		
7		
8		
9		